

東京都市計画流通業務団地 西北部流通業務団地 都市計画変更素案説明会のお知らせ

日頃から、東京都の都市整備行政の推進について格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、東京都では、板橋区の高島平にある西北部流通業務団地^{*}について、近年の物流ニーズに対応可能な施設及び機能の更新を図るため、都市計画変更素案を作成いたしました。

つきましては、この内容を皆様にご説明させていただく説明会を、以下のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

～・～

*流通業務団地

「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づく、「流通業務施設整備に関する基本方針（昭和41年建設省）」により、区部に「大田区（南部）・板橋区（西北部）・足立区（北部）・江戸川区（東部）」の4ヶ所の流通業務地区を指定し、都市施設として流通業務団地を定めています。

説明会の会場・日程

日程 ① 令和6年9月12日(木)
② 令和6年9月15日(日)

時間 ① 午後7時から
② 午後2時から

会場 高島平四丁目集会場
(板橋区高島平四丁目21番2号)

説明会会場案内図



地図：国土地理院地図をもとに作成

- * 申し込みの必要はございません。
- * 両日とも同じ内容の説明となります。
- * 開場は、開催時間の30分前です。
- * 駐車場のご用意はございませんので、お車でのお越しは、ご遠慮下さい。

説明会資料の公開

説明会の全日程が終了後、以下の東京都都市整備局ホームページ上で説明資料を公開いたします。右のQRコードよりアクセスできます。

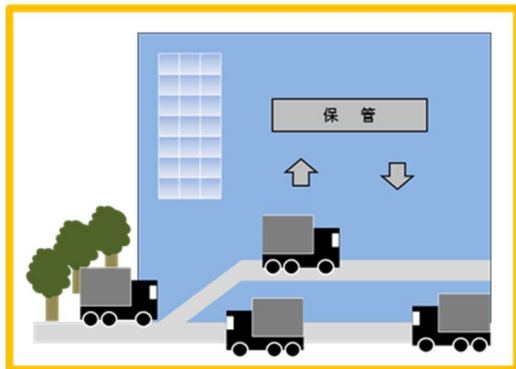
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/kuburyutu_danti.html



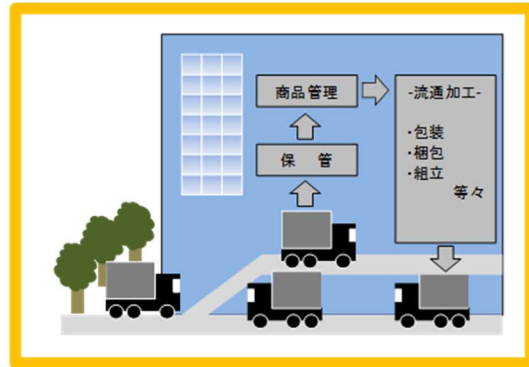
近年の物流ニーズとは

インターネット通販等の普及に伴い、品物の保管や店舗への配送だけでなく、商品管理や流通加工、個別配送等の複合的な物流施設が必要となっています。

(昭和46年 都市計画決定当初)



(近年)



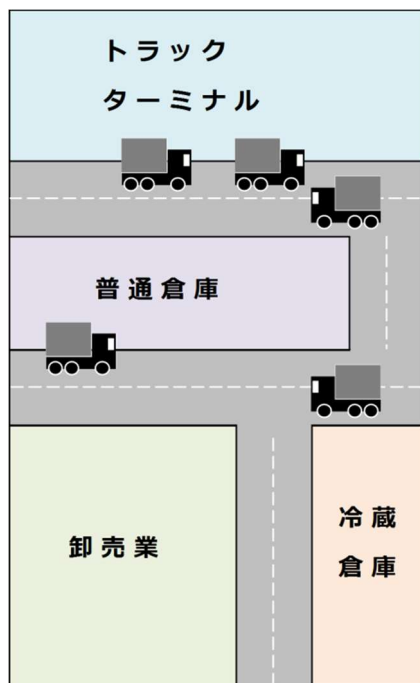
都市計画変更の方向性

現行の都市計画では、品物を運搬するトラックターミナルと保管する倉庫、卸売業（問屋）等を別々に設置することとし、業種別の施設区分を定めています。

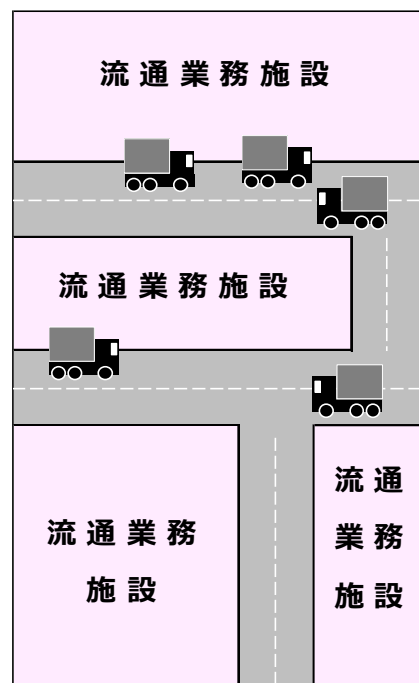
そのため、地権者が複合的な物流施設へ機能更新ができるよう、施設区分を「流通業務施設」へ統合する都市計画変更素案を作成いたしました。

変更イメージ

(現行の都市計画)



(変更後の都市計画)



問合せ先
東京都 都市整備局 都市基盤部 調整課
施設計画担当 山本・中村
TEL: 03-5388-3386